

# 磐田市原子力災害 広域避難計画

令和3年10月修正



# 計画の沿革

平成30年 3月 策定

平成31年 3月 修正

◇空間放射線量率の測定候補地点の変更に伴う修正

地点番号：11の向笠小学校を向笠交流センターに変更

◇避難経由所に関する説明

「7 避難経由所」を追加し、県計画との整合を図る。

◇岐阜県内の避難経由所（1か所）の決定に伴う修正

平成31年 4月 修正

◇自治会連合会豊田支部の自治会再編に伴う修正

令和 2年 3月 修正

◇自治会連合会豊田支部の自治会再編に伴う修正

令和 3年10月 修正

◇岐阜県内の避難経由所（8か所）の決定に伴う修正

◇空間放射線量率の測定候補地点の変更に伴う修正

地点番号：6の大原排水機場を繊維工業振興センター跡地に変更

# 目 次

1	総則	1
(1)	目的	
(2)	発電所の概要	
(3)	想定する災害	
(4)	計画の対象範囲	
(5)	計画の修正	
2	避難等の判断基準と実施	4
(1)	避難等の防護措置	
1)	避難及び一時移転	
2)	屋内退避	
(2)	判断基準と行動内容	
1)	放射性物質の放出前	
2)	放射性物質の放出後	
(3)	避難単位	
(4)	避難等の実施体制	
3	住民等の避難等の実施	10
(1)	避難等に係る広報	
1)	住民等への情報伝達活動	
2)	情報伝達の多種多様化	
3)	住民等からの問い合わせへの対応	
(2)	屋内退避の実施	
(3)	避難及び一時移転の実施	
1)	避難先確保の方針	
2)	避難先	
3)	避難先決定の手順	
(4)	避難先に示している留意点	
(5)	避難手段	
(6)	一時集合場所	
(7)	避難経路	
(8)	要配慮者等の避難等	
1)	病院及び有床診療所の入院患者の避難等	
2)	社会福祉施設（入所型）の入所者の避難等	

3)	社会福祉施設（通所施設）の利用者等の避難等（サービス提供時）	
4)	在宅の要配慮者の避難等	
5)	学校等の避難等	
6)	一時滞在者（観光客等）への対応	
7)	外国人への配慮	
4	避難退域時検査及び簡易除染……………	18
(1)	検査場所	
(2)	検査方法	
(3)	対象となる住民等	
5	安定ヨウ素剤の配布・服用……………	20
6	避難状況の確認……………	20
7	避難経由所……………	20
8	今後の検討課題……………	20
(1)	今後、避難計画へ反映していく課題	
(2)	関連する計画、マニュアル等に関する課題	
別図1	磐田市原子力災害広域避難計画と関係法令、諸計画、 関係マニュアル等との関係……………	22
別図2	防護措置等に係る関係機関の役割と流れ……………	23
別図3-1	地区ごとの避難先（岐阜県）……………	24
別図3-2	地区ごとの避難先（石川県）……………	25
別図4-1	岐阜県市町村図……………	26
別図4-2	石川県市町村図……………	27
別図5	一時集合場所一覧……………	28
別図6-1	個別避難での避難経路……………	30
別図6-2	集団避難での避難経路……………	31

# 1 総則

## (1) 目的

この計画は、磐田市地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「市地域防災計画」という。）の第2章第7節の規定に基づき、中部電力株式会社浜岡原子力発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害に備え、磐田市全域に係る住民及び一時滞在者等（以下「住民等」という。）の避難、一時移転及び屋内退避（以下「避難等」という。）の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めることにより、

- ①原子力災害発生時に、住民等の避難等を迅速、確実に実施すること
  - ②住民等の被ばくを可能な限り低減し、安全を確保すること
  - ③平時から原子力防災体制の充実、強化を進めること
- を目的とする。

この計画と国、県及び各種マニュアルとの関係を別図1に示す。

なお、本市が地震などの他の災害によって被災している場合は、その被災状況に応じて柔軟に対応する。

## (2) 発電所の概要

- ・所在地：静岡県御前崎市佐倉 5561 番地
- ・現況：表1のとおり

表1 発電所の現況（令和2年4月1日現在）

区分	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	計
運転状況	廃止措置中		施設定期 検査中 平成22.11.29～	施設定期 検査中 平成24.1.25～	施設定期 検査中 平成24.3.22～	
定格 電気出力	54万kw	84万kw	110万Kw	113.7万kw	138万kw	
営業運転 開始日	昭和51.3.17	昭和53.11.29	昭和62.8.28	平成5.9.3	平成17.1.18	
使用済 燃料プール 貯蔵容量	0体	0体	3,134体	3,120体	3,696体	9,950体
使用済燃料 保管体数※	0体	0体	2,060体 (764体)	1,977体 (764体)	2,505体 (872体)	8,942体 (2,400体)
運転終了日	平成21.1.30					

※各号機の使用済燃料プール等での保管体数。括弧内は使用途中の燃料体数（外数）。

合計8,942体（うち使用済6,542体）。1体とは燃料集合体の数であり1体の燃料集合体には60～74本の燃料棒が含まれる。

## (3) 想定する災害

この計画で想定する原子力災害は、市地域防災計画と同じく、発電所の過酷事故による放射性物質の放出やそのおそれのある事態を想定し、南海トラフ地震等との複合災害も考慮する。

#### (4) 計画の対象範囲

本市においては、緊急時防護措置を準備する区域（発電所から概ね半径 31km の範囲をいう。以下「UPZ」という。）に全域又は一部が含まれる自治会区域を原子力災害対策を実施すべき地域としているが、UPZ 外の地域もこの計画の対象範囲とする。

なお、発電所からの距離は図 1 のとおりであり、UPZ 及び UPZ 外に該当する地区等と人口は表 2・表 3 のとおりである。

図 1 発電所からの距離

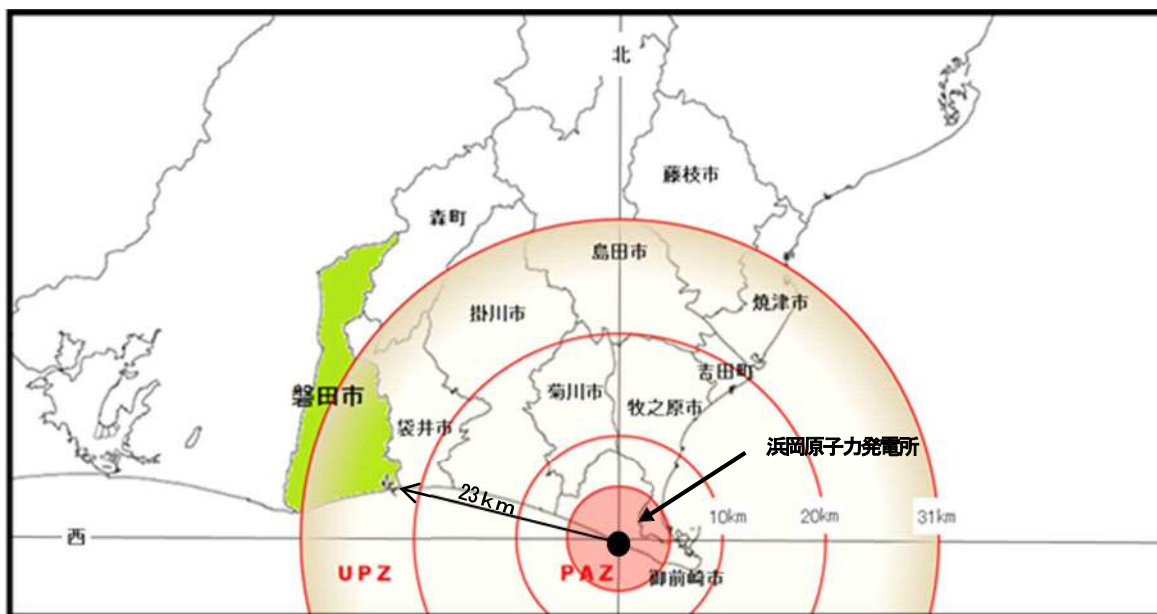


表 2 UPZ の該当地域 (52,137 世帯、124,425 人／令和 3 年 6 月末現在)

地域名/人口	地区等の名称
磐田 37,443 世帯 87,342 人	見付地区、中泉地区、今之浦地区、天竜地区、西貝地区、向笠地区、御厨地区、南御厨地区、長野地区、田原地区、於保地区、大藤地区のうち第 1 区から第 5 区まで
福田 6,892 世帯 17,334 人	福田地区全域
竜洋 2,511 世帯 6,141 人	竜洋東地区、竜洋西地区のうち金洗、竜洋北地区のうち平間・ニュータウン・あおば
豊田 5,291 世帯 13,608 人	豊田東地区 富岡地区のうち気賀東・加茂東・加茂川原 井通地区のうち上万能・一言里・一言北原・一言エクレール 青城地区のうち中田・気子島・宮之一色・海老塚・下万能・下本郷

表3 UPZ外の地域 (17,409世帯、44,397人/令和3年6月末現在)

地域名/人口	地区等の名称
磐田 1,615世帯 4,587人	岩田地区、大藤地区のうち第6区から第13区まで・大藤市営住宅・大藤団地
竜洋 5,182世帯 12,360人	竜洋西地区のうち掛塚本町・掛塚砂町・掛塚中町・掛塚田町・掛塚大当町・掛塚横町・掛塚新町・掛塚蟹町・掛塚東町・十郎島・白羽・川袋・野崎・西堀・敷地・内名・吹上・江口・竜洋雇用促進・豊岡団地 竜洋北地区のうち竜洋中島・宮本・高木・松本・堀之内
豊田 6,682世帯 16,612人	富岡地区のうち富里・匂坂下・匂坂中之郷・七蔵新田・匂坂下・中野戸・気賀西・加茂西 池田地区 井通地区のうち上新屋・小立野・弥藤太島・森岡・豊田西之島・源平新田・長森・森下 青城地区のうち立野・ジェイハイム豊田立野・ベルメゾン豊田・森本・赤池・上本郷 ジェイハイム豊田本郷
豊岡 3,930世帯 10,838人	豊岡地区全域

### (5) 計画の修正

この計画は、原子力災害対策指針（原子力規制委員会）、静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）、浜岡地域原子力災害広域避難計画（静岡県）が改正（修正）された場合には、見直し等を行い、必要に応じて修正する。

## 2 避難等の判断基準と実施

### (1) 避難等の防護措置

放射性物質の放出やそのおそれがある場合には、原子力災害対策指針に基づき、以下の防護措置を行う。

#### 1) 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質から離れることにより、被ばくの低減を図る。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急に実施するものであり、一時移転は、緊急な避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施する。

#### 2) 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や遮へいをすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国・県及び市（以下「国等」という。）から行われるまで被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国等の指示により行う。

### (2) 判断基準と行動内容

避難等は、原子力災害対策指針に基づき、発電所の状況や空間放射線量率等により、国が避難又は一時移転の範囲（避難の単位）を特定し、指示を出し、県、市、事業者等が連携し実施する。

UPZ 及び UPZ 外の判断基準と行動内容は、表 4 のとおりである。



表4 避難等の判断基準と行動内容

判断基準		住民等の行動内容	
		UPZ 内	UPZ 外
放射性物質の放出前	警戒事態を判断する EAL 例) 震度 6 弱以上の地震が発生した場合	・国等からの情報に留意	
	施設敷地緊急事態を判断する EAL (特定事象通報時) 例) 全交流電源喪失した場合	・国等からの指示・情報に留意 ・屋内退避の準備 (不要不急な外出の自粛)	
	全面緊急事態を判断する EAL (原子力緊急事態宣言発令時) 例) 原子炉を冷却する全ての機能を喪失した場合	・国等からの指示・情報に留意 ・屋内退避 ・避難、一時移転の準備	・国等からの情報に留意 ・屋内退避の準備 (事態の進展に応じて屋内退避)
放射性物質の放出後	OIL1 緊急防護措置 500 $\mu$ Sv/h を計測 (地上 1 m で計測した空間放射線量率の 1 時間値)	・国等からの指示・情報に留意 ・避難範囲に決定した地区は避難の実施	
	OIL2 早期防護措置 20 $\mu$ Sv/h を計測 (地上 1 m で計測した空間放射線量率の 1 時間値)	・国等からの指示・情報に留意 ・一時移転範囲に決定した地区は一時移転の実施	

※ **EAL (Emergency Action Level)** : 原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル

※ **OIL (Operational Intervention Level)** : 空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で表される運用上の介入レベル

### 1) 放射性物質の放出前

#### ① 警戒事態を判断する EAL

警戒事態は、この時点では放射性物質の放出やそのおそれに緊急を要しないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、国等から提供される情報等に留意する。

#### ② 施設敷地緊急事態を判断する EAL

施設敷地緊急事態は、発電所において放射性物質の放出の可能性のある事象が生じたため、不要不急の外出を控えるなど屋内退避の準備が必要な段階である。特に、要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。)等は、避難のための手段を確保する等の準備をする。

③ 全面緊急事態を判断する EAL

全面緊急事態は、発電所において放射物質の放出の可能性が高い事象が生じた段階をいい、UPZ 内の地域では屋内退避の防護措置をとり、避難、一時移転の準備を開始する。UPZ 外の地域では屋内退避の準備を開始するとともに、国等からの情報等に留意する。

2) 放射性物質の放出後

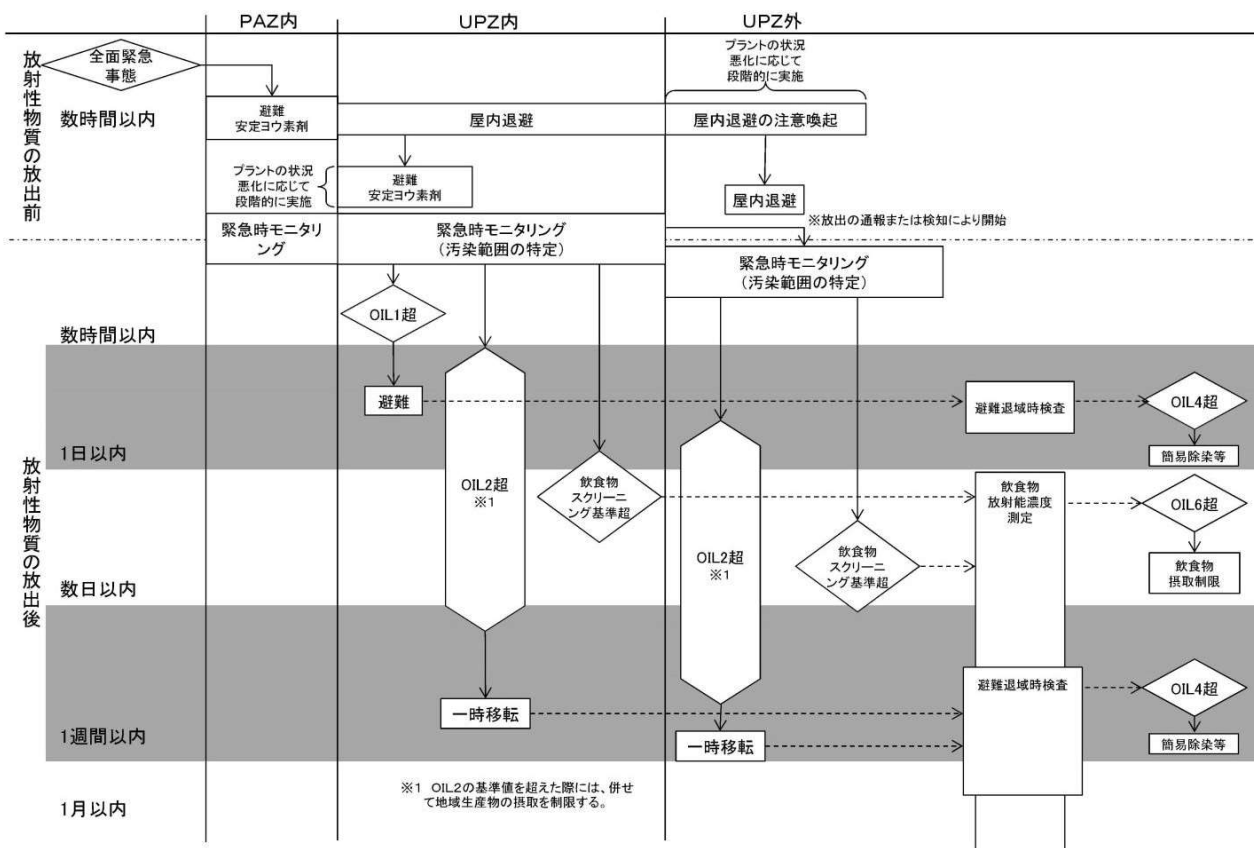
① 緊急防護措置 (OIL1)

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率 (500 μSv/h : 地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率) が計測された地区は、数時間から 1 日以内に住民等の避難を実施する。

② 早期防護措置 (OIL2)

緊急防護措置の空間放射線量率と比較して低い値 (20 μSv/h : 地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率) が計測された地区は、1 週間以内に住民等の一時移転を実施する。

(参考) 原子力災害対策指針における防護措置 (避難等を含む) 実施のフロー例



資料編「1 OILと防護措置の内容」

### (3) 避難単位

円滑な避難又は一時移転を実施するため、避難単位は表5及び図2に示すとおりとする。

表5 空間放射線量率の測定候補地点及び避難単位

地点番号	測定地点	所在地	避難単位の名称(UPZ内)	令和3年6月末現在	
				世帯数	人口
1	豊浜交流センター	豊浜2921-1	豊浜地区、福田中地区(1番組、2番組、3番組、4番組、5番組、6の1番組、6の2番組、6の3番組、8番組)、福田南地区	3,301	8,237
2	福田支所局	MP-19(固定局)	福田北部地区、福田中地区(9の1番組、9の2番組、10の1番組、10の2番組、10の3番組、11番組、12番組、13番組、14番組、14番北組、昭和組、下太、本田東、本田中、本田西、新田東、新田中、新田西)	2,942	7,466
2-B	福田屋内スポーツセンター	南島393-1			
3	南御厨交流センター	東新屋613	西貝地区、御厨地区、南御厨地区	5,542	13,490
3-B	東部小学校	東貝塚206			
4	中遠広域粗大ごみ処理施設	新貝59-1	田原地区	1,893	4,457
5	福田健康福祉会館	宇兵衛新田186-1	福田西部地区、長野地区(鮫島)、於保地区(浜部)	957	2,367
6	繊維工業振興センター跡地	大原2901-1	於保地区(大和田、上大原、中大原、下大之郷、川成)、天竜地区(豊島、北島、千手堂、万正寺、中野、上大之郷、下岡田、上岡田、中野団地)	4,409	10,118
7	桶ヶ谷沼ビジターセンター	岩井315	向笠地区(向笠西、篠原、岩井、向笠西原、岩井原)	816	1,916
7-B	上水道中区浄水場	向笠西676-8			
8	今之浦第1ポンプ場	今之浦一丁目12	中泉地区(一言南原を除く。)、今之浦地区、天竜地区(天龍)	10,176	22,040
8-B	中泉交流センター	中泉2404-1			
9	竜洋昆虫自然観察公園	大中瀬320-1	竜洋東地区、竜洋西地区(金洗)、竜洋北地区(平間、ニュータウン、あおば)	2,511	6,141
9-B	竜洋東小学校	中平松23			
10-1	中遠総合庁舎局	MP-27(固定局)	見付地区	10,261	24,433
10-2	富士見小学校	富士見町4-9-5			
11	向笠交流センター	向笠竹之内372-1	向笠地区(笠梅、向笠新屋、向笠竹之内、笠梅原、新屋原、竹之内原)	720	1,898
11-B	向陽中学校	向笠竹之内1162-1			
12	南部中学校	野箱32	長野地区(小島、野箱、白拍子、草崎、前野、新島、長須賀、刑部島)	2,337	5,989
13	かぶと塚公園	一言2514-6	豊田東地区、富岡地区(気賀東、加茂東、加茂川原)、井通地区(上万能、一言里、一言北原、一言エクレール)、青城地区(中田、気子島、宮之一色、海老塚、下万能、下本郷)、中泉地区(一言南原)	5,449	13,967
14	磐田スポーツ交流の里 ゆめりあ球技場	大久保892-36	大藤地区(第1区~第5区)	823	1,906

※ B:追加地点またはバックアップ(図2中は★印)

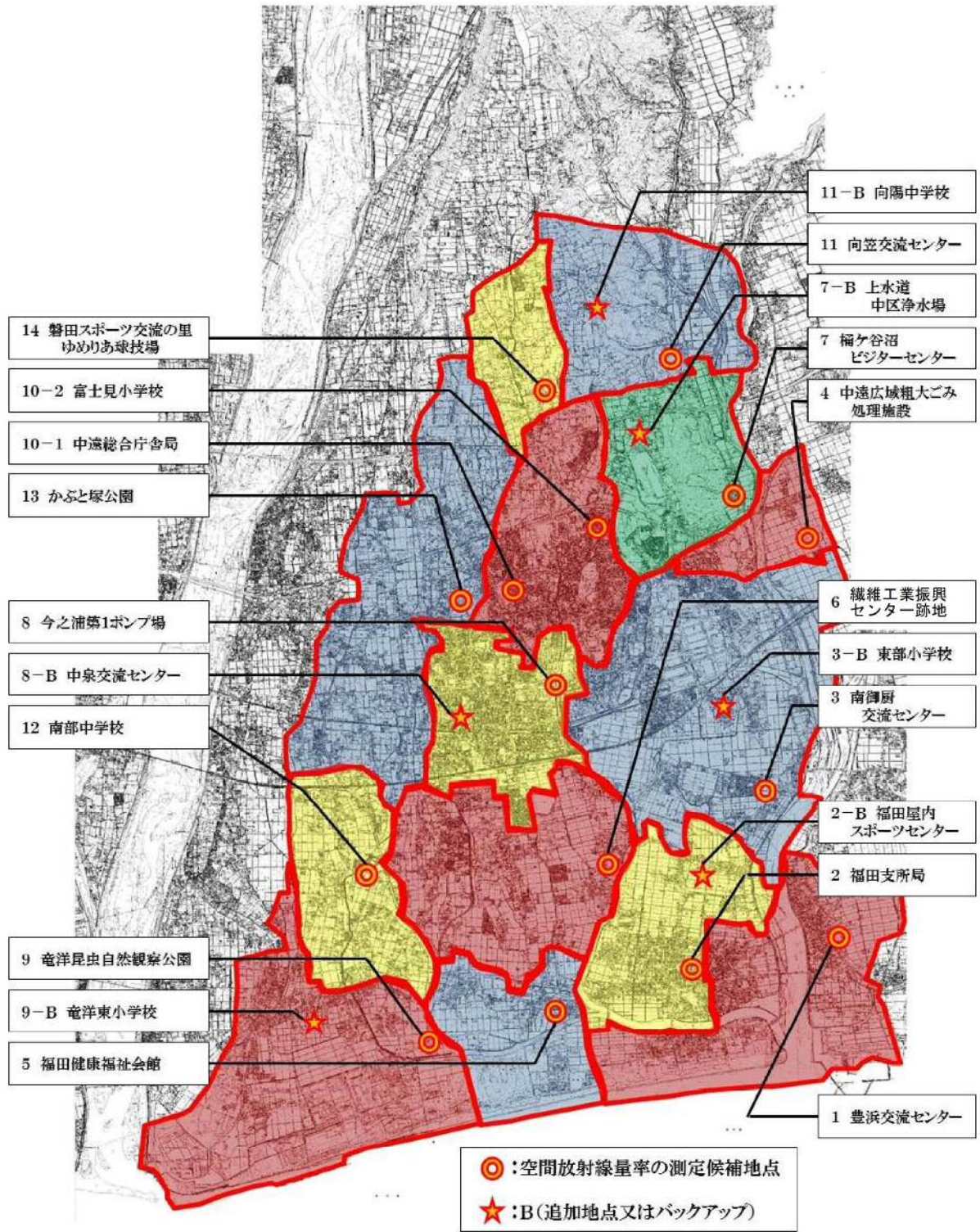
#### 【参考 UPZ 外の防護対策について 原子力規制庁 抜粋】

緊急時モニタリングは、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出された場合には、重点区域外においても広域で実施することが必要となる。このため、国は、重点区域外について走行サーベイや航空機モニタリング等を必要に応じて実施して速やかに空間放射線量率を測定することができる体制をあらかじめ用意する必要がある。

UPZ 外の緊急時モニタリングについては、県計画による UPZ 外のモニタリング体制が確立した段階で本計画に反映させる。



図2 避難単位及び空間放射線量率測定候補地点



#### (4) 避難等の実施体制

避難等の実施に係る関係機関の役割と情報の流れを別図2に示す。

- ① 政府原子力災害対策本部（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）

総理大臣官邸及び原子力規制庁に設置され、内閣総理大臣を本部長として、関係省庁から構成される。事業者からの通報や緊急時モニタリング結果に基づき、避難等の範囲を特定し、オフサイトセンターに設置される政府原子力災害現地対策本部を通じて、県及び市に指示をする。

- ② 原子力災害合同対策協議会（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は現地事故対策連絡会議）

オフサイトセンターに設置され、内閣府副大臣を本部長とする政府原子力災害現地対策本部、県、市、事業者等から構成される。政府原子力災害対策本部からの避難等の指示を県及び市に伝達するとともに、県及び市からの要請を受け、避難経路の確保、避難手段の確保等の避難等の支援を行う。

- ③ 県原子力災害対策（警戒）本部、方面本部

県庁及び県総合庁舎に設置され、県知事を本部長とし、県全部局から構成される。政府原子力災害対策本部からの避難等の指示を受け、避難先県内市町・避難先県との連絡、避難先の確保、避難経路の確保、避難手段の確保（輸送関係機関の要請、政府への要請等）、避難退域時検査場所の設置等を行う。

- ④ 磐田市原子力災害対策（警戒）本部

市防災センターに設置し、市長を本部長として、全部局で構成する。政府原子力災害対策本部からの避難等の指示を受け、住民等への避難指示や避難誘導、市内の避難経路や一時集合場所の確保、避難先での避難経由所及び避難所の運営、県との調整によるバス等の移動手段の確保等を実施する。

### 3 住民等の避難等の実施

#### (1) 避難等に係る広報

##### 1) 住民等への情報伝達活動

市は、放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の混乱や心理的動揺をできる限り低くするため、迅速かつ分かりやすく、住民等に対する的確な情報提供、広報を行う。

なお、住民等への情報提供にあたっては、国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にする。また、あらかじめわかりやすい広報文例を準備する。

資料編「9 広報文例」

##### 2) 情報伝達の多種多様化

住民等への情報伝達は、一部の情報伝達手段に機能不全が生じた場合を想定し、また、遺漏のなく情報を伝達できるよう多種多様な手段を用いて行う。

##### 3) 住民等からの問い合わせへの対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。

#### (2) 屋内退避の実施

屋内退避は、避難及び一時移転の指示が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や避難及び一時移転を実施すべきであるがその実施が困難な場合に、国等の指示により行う。

避難より屋内退避を優先することが必要な場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への退避を考慮する。

##### 【屋内退避を実施する際の留意事項】

- ①原則として屋内にとどまる。
- ②帰宅、退避後は、顔や手を洗い、うがいを行う。
- ③すべての窓やドア等を閉め、換気を止めて外気を遮断する。
- ④外気の流入する箇所を離れ、屋内の中央にとどまる。
- ⑤国等からの指示や情報等に留意する。

資料編「2 被ばくを避けるためにとる行動」

### (3) 避難及び一時移転の実施

#### 1) 避難先確保の方針

- ・ 避難先については、発電所の「単独災害」、大規模地震等との「複合災害」を考慮し、市全域に係る住民について、あらかじめ地区ごとの避難先を定めておく。(別図3-1・3-2)
- ・ 市が用意した避難先に限らず、親戚や知人等へ避難するなど自主的に避難先を確保することも考慮する。
- ・ 市と災害時相互応援協定を締結する市町 への避難も考慮する。
- ・ 大規模地震等による被害状況により、避難が困難となった場合等を想定し、市内のUPZ外の地域への一時的な避難も考慮する。

#### 2) 避難先

事態が進展し放射性物質が放出され、OILに基づき国が、避難又は一時移転の範囲(避難の単位)を特定し、指示を出した場合は、特定された範囲の住民等が避難又は一時移転を実施する。

避難等を迅速、確実に実施するため、あらかじめ避難先を表6のとおり定める。

地区ごとの避難先は、別図3-1、別図3-2のとおりである。

表6 OILに基づき避難等の指示が出された場合の避難先

区 分	避難先
発電所単独災害又は大規模地震等との複合災害であっても受入が可能な場合	岐阜県 全市町村 (別図4-1)
岐阜県に避難できない場合	石川県 9市町 (別図4-2)

#### 3) 避難先決定の手順

避難の際には、県が受入れ先の可否を確認する。

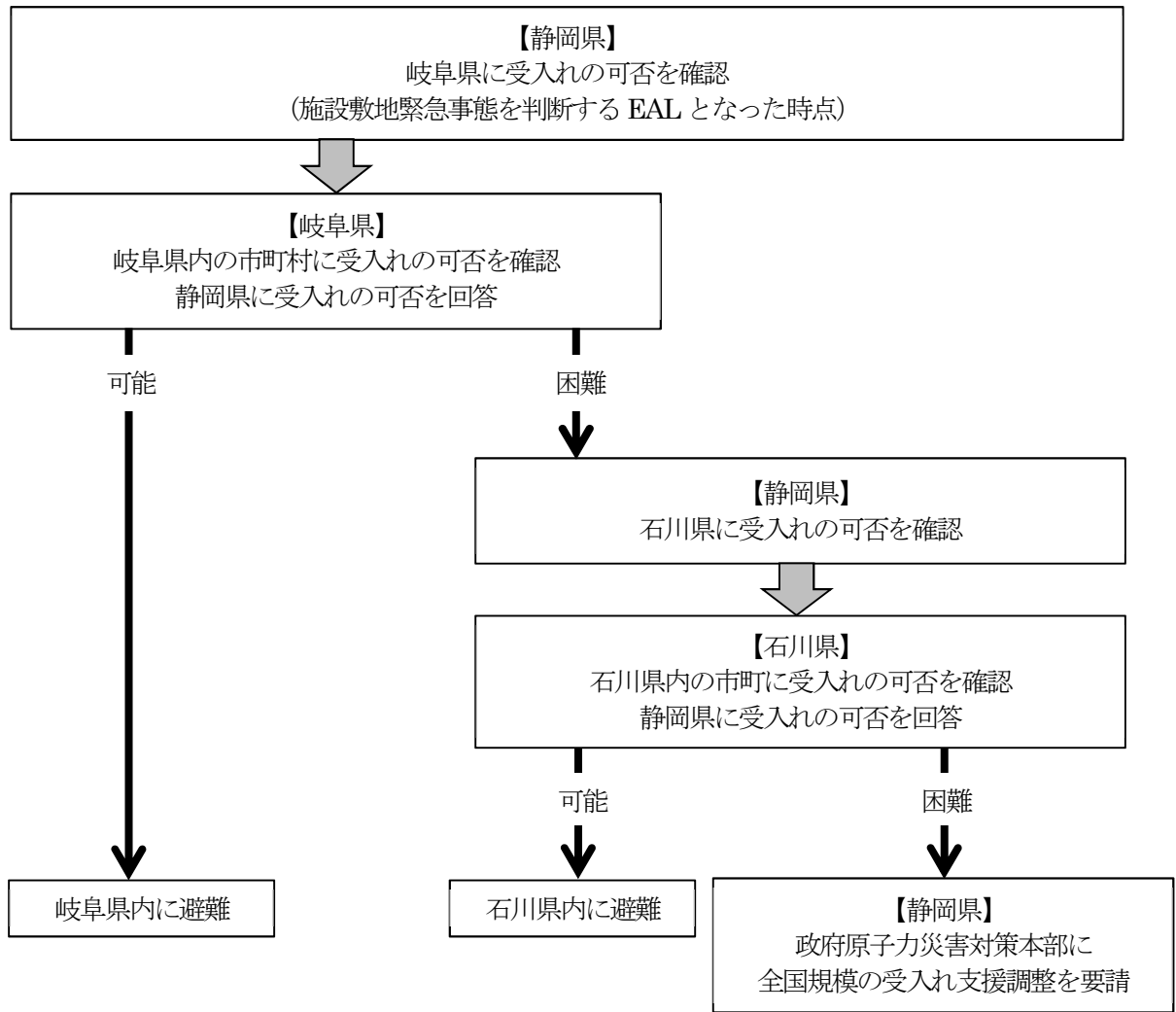
岐阜県内で災害が発生するなど避難者の受入れが困難な場合には、県は、石川県に受入れの可否を確認する。

なお、岐阜県、石川県ともに受入れが困難な場合には、県が国に全国規模の受入れ支援調整を要請する。

市は、県から避難先確保の連絡を受けた後、住民等に対し、避難先及び避難経路等の連絡を行う。

避難先の確認手順は図3のとおりである。

図3 避難先の確認手順





#### (4) 避難先に示している留意点

避難先の県及び市町村に対し、避難者の受入れにあたって以下の留意点を提示している。

- ① 避難所は、原則、避難先市町村が指定する避難所とする。
- ② 原則として、学校については体育館とし、その他の公共施設（公民館等）は、全施設とする。ただし、その他の公共施設については、規模や各施設の管理形態等により、避難先から除外することができる。
- ③ 避難者の受入れ期間は、原則1ヶ月程度とし、それ以降は、より広範囲での避難先への移転等について、国、県が調整する。
- ④ 避難所開設等の避難所運営は、初動対応（3日間程度を目安）を避難先市町村で対応し、できる限り速やかに避難元市町に引き継ぐ。
- ⑤ 避難退域時検査及び簡易除染は、静岡県内で行う。
- ⑥ 避難所の受入れ可能人数の算定にあたっては、原則、避難先県、避難先市町村の基準を用いる。その基準がない場合は、一人あたり3㎡（有効面積）を目安とする。
- ⑦ 食料や資機材については、原則、避難元で準備をする（避難住民及び本市が調達する等）こととし、初動対応時において避難先市町村が既存の備蓄等の範囲の中で協力をした場合は、避難元で費用の負担をする。

#### 【避難の際の留意事項】

- ①避難時の持ち物は、貴重品、携帯用ラジオ、携帯電話、常用している薬、着替え、水・食料などとする。
- ②避難時は、長袖上着やマスク、帽子等を着用する。
- ③自宅等の電気のブレーカーを落とし、ガス・水道の元栓を閉め、戸締りを確認する。
- ④玄関等に、避難済みである旨を明示しておく。
- ⑤一時滞在者等は速やかに帰宅するか、発電所から概ね半径31km圏外へ移動する。

#### (5) 避難手段

##### ① 主な避難手段

避難手段は、原則として自家用車による避難（以下「個別避難」という。）とし、世帯単位で乗り合わせるなどして、渋滞緩和に努める。

ただし、個別避難が困難な住民等については、近隣住民との乗り合い又はバス等による避難（以下「集団避難」という。）をする。

##### ② 避難手段の確保

集団避難のため市及び県は、国の支援を受け、県バス協会等の輸送関係機関や事業者と協

議し、バス等の避難手段の確保に努め、一時集合場所等へ手配する。

## (6) 一時集合場所

集団避難のため避難単位ごとに一時集合場所を定める。一時集合場所は、別図5のとおりとする。

## (7) 避難経路

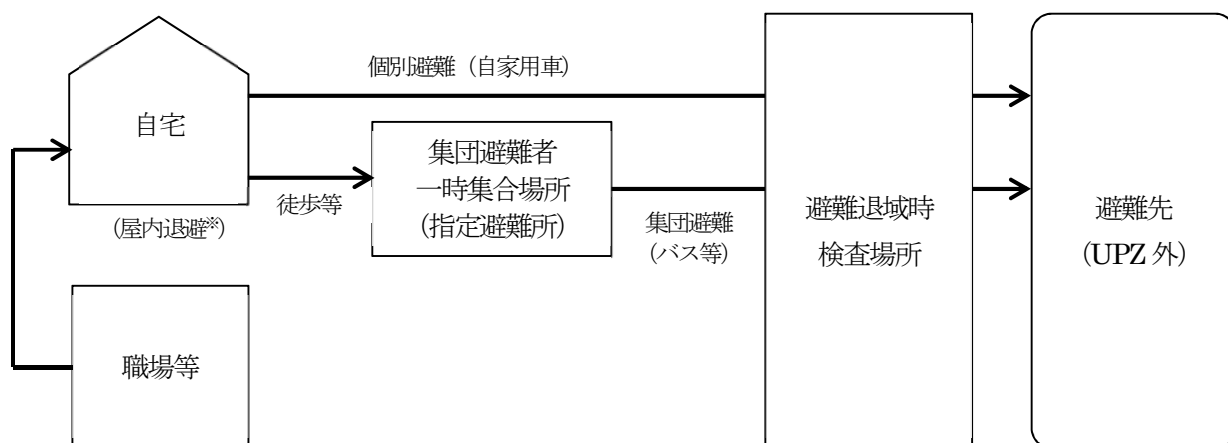
避難先への主な避難経路は、幹線道路を優先し、災害時の緊急輸送路とする。

資料編「4 磐田市緊急輸送路」

避難の際には、道路の状況（地震等の被害、緊急交通路の指定等）を考慮し、避難退域時検査場所（以下「検査場所」という。）までは市が、検査場所から避難先までは県が、関係機関と調整の上、決定する。

個別避難での避難経路は別図6-1、集団避難での避難経路は別図6-2とする。

### 【UPZ圏内の避難フロー（基本例）】



※ 原則として、全面緊急事態に、自宅に戻り屋内退避をする。

## (8) 要配慮者等の避難等

### 1) 病院及び有床診療所の入院患者の避難等

#### ① 施設及び避難等の内容

UPZ内にある病院及び有床診療所（以下「病院等」という。）（資料編「10 UPZ内の医療施設」）は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入院患者の症例に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定する。

病院等は、全面緊急事態を判断するEALとなり屋内退避の指示が出されたときには、屋内退避を実施し、入院患者の症例に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

放射性物質が放出され、避難指示又は一時移転指示が出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入院患者の避難を実施する。

なお、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行う。

#### ② 避難先の確保

病院等の入院患者の避難先について、当該病院等及び市は、県が提供する避難先候補病院

等の情報に基づき、避難先候補病院等に受入れを要請し、避難準備を整える。

市は、避難を実施する段階で、当該病院等へ避難先及び避難経路等を連絡し、準備が整い次第避難を行う。

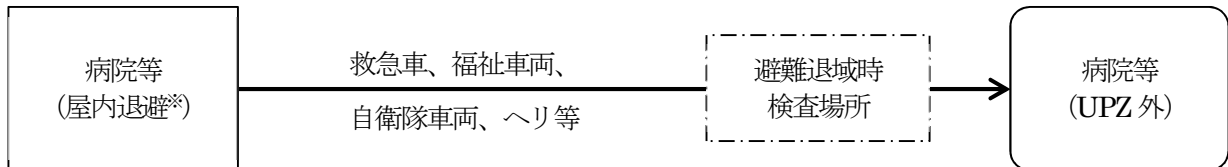
なお、避難者数が拡大した場合の対応や重篤患者への対応など、避難先が確保されるまで、市内の UPZ 外の同種施設への一時的な避難（収容）も考慮する。

### ③ 避難手段の確保

避難を実施する病院等は、患者搬送車等、各病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、市に避難手段の確保を要請し、市は県へ要請する。

市及び県は、国及び関係機関（自衛隊、運輸事業者等）の協力を得て、バス、救急車、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保し、必要な病院等へ手配する。

## 【避難フロー（基本例）】



※避難指示が出されても、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

## 2) 社会福祉施設（入所型）の入所者の避難等

### ① 施設及び避難等の内容

UPZ 内にある社会福祉施設（入所施設）（以下「入所施設」という。）（資料編「11 UPZ 内の社会福祉施設」）は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入所者の状態に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定する。

入所施設は、全面緊急事態を判断する EAL となり屋内退避の指示が出されたときには、屋内退避を実施し、入所者の状態に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

放射性物質が放出され、避難指示又は一時移転指示が出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入所者の避難を実施する。

なお、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行う。

### ② 避難先の確保

入所施設の入所者の避難先について、当該入所施設及び市は、県が提供する避難先候補入所施設の情報に基づき、避難先候補入所施設に受入れを要請し、避難準備を整える。

市は、避難を実施する段階で、当該入所施設へ避難先及び避難経路等を連絡し、準備が整い次第避難を行う。

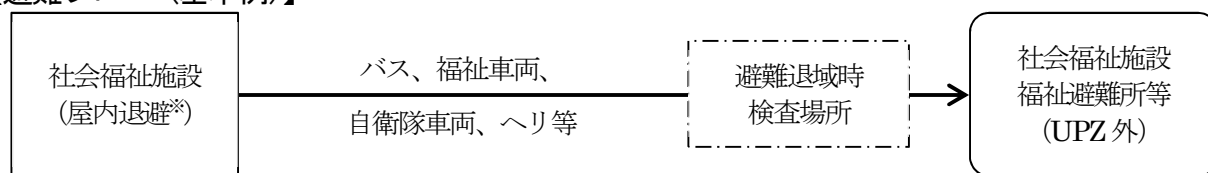
なお、避難者数が拡大した場合の対応や入所者への対応など、避難先が確保されるまで、市内の UPZ 外の同種施設への一時的な避難（収容）も考慮する。

### ③ 避難手段の確保

避難を実施する入所施設は、福祉車両等、各施設が自ら確保できる避難手段のほかは、市に避難手段の確保を要請し、市は県へ要請する。

市及び県は、国及び関係機関（自衛隊、運輸事業者等）の協力を得て、バス、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保し、必要な入所施設へ手配する。

### 【避難フロー（基本例）】



※避難指示又は一時移転が出されても、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

### 3) 社会福祉施設（通所施設）の利用者等の避難等（サービス提供時）

UPZ 内にある社会福祉施設（通所施設）（以下「通所施設」という。）（資料編「11 UPZ 内の社会福祉施設」）は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、利用者等の状態に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定する。

通所施設の利用者等の避難等は、警戒事態を判断する EAL となった時点で、利用者等の実態に応じ、必要であればサービスを中止し、引渡しを開始する。なお、引渡しができない利用者等は施設に留め置き、屋内退避の準備を始める。

放射性物質が放出され、避難指示又は一時移転指示が出された時点で、利用者等が施設に残っている場合は、利用者等の状況により適切な搬送体制が整ってから、避難を実施する。その際に、家族等への引渡しは避難先で行う。

なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行う。

### 4) 在宅の要配慮者の避難等

在宅の要配慮者は、表 6 に示す避難先に、家族とともに避難することを原則とし、市及び県は、必要に応じて、避難先の資機材の整備、避難手段の確保等必要な配慮を行う。

特に、市は、避難行動に時間を要する高齢者等の要配慮者について、災害時避難行動要支援者名簿に登載の上、作成された個別計画に基づき、地域住民、自主防災会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら支援に努める。

### 5) 学校等※の避難等（※保育所等についてもこれに準じる。）

UPZ 内にある学校等（資料編「12 UPZ 内の学校等」）は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、児童生徒に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定する。

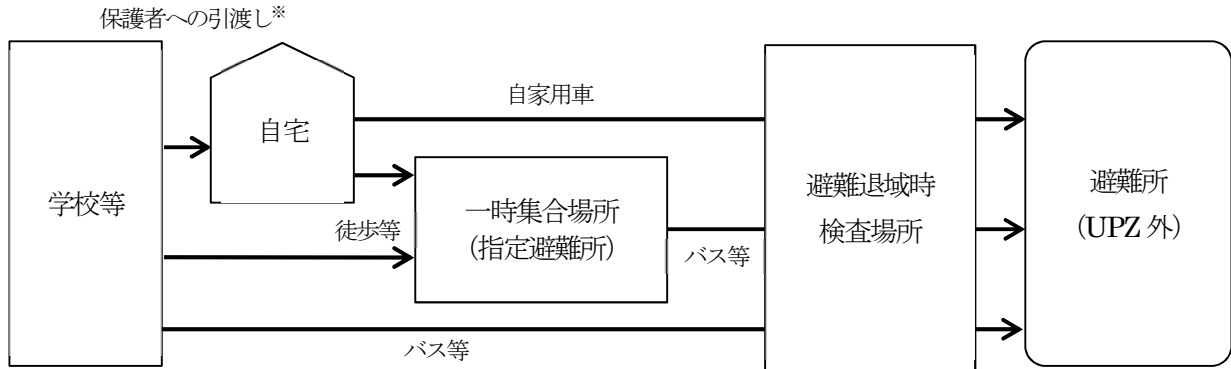
警戒事態を判断する EAL 又は施設敷地緊急事態を判断する EAL となった時点で教育活動を中止し、速やかに児童生徒の下校又は保護者への引渡しを開始する。下校又は保護者への引渡しができない児童生徒は学校等に留め置く。

全面緊急事態を判断する EAL となった時点で、速やかに児童生徒を屋内退避させ、校舎等の屋内で保護者への引渡しをする。

放射性物質が放出され、避難指示又は一時移転指示が出された時点で保護者への引渡しは中断し、教職員は、在校児童生徒を引率して指定の一時集合場所に徒歩等で移動し、バス等で避難する。保護者への引渡しは避難先で行う。

なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行う。

## 【学校等の避難フロー（基本例）】



※ 保護者への引渡しを原則とするが、引渡しができない場合には、児童生徒を引率してバス等で避難する。（バス等の手配は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）

### 6) 一時滞在者（観光客等）への対応

市及び県は、国の支援を受け、観光客等の一時滞在者に対して、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行う。

施設敷地緊急事態を判断する EAL となった時点で、一時滞在者に対して、UPZ 外への退避を求める。

### 7) 外国人への配慮

市は、国及び県と連携し、外国人に対して、発電所の事故の状況、避難等の指示の情報が正確に伝わるよう、報道機関等の協力や市ホームページを活用し、適切に情報提供を行う。

#### 4 避難退域時検査及び簡易除染

避難退域時検査及び簡易除染は、UPZ 境界周辺の県内で実施するもので、県が原子力緊急事態において、避難対象範囲や人数、避難経路等を考慮し、避難退域時検査及び簡易除染を実施する場所を開設する。

##### (1) 検査場所

検査場所の候補箇所として、UPZ の東方及び西方の公共施設や公共的な空地、高速道路のサービスエリア・パーキングエリア等をあらかじめ定める。

なお、現時点の候補箇所は表7のとおりである。

表7 検査場所候補箇所

避難方向	施設名	所在地
西方	航空自衛隊浜松基地	浜松市西区西山町
	東名高速道路 遠州豊田PA（下り）	磐田市高見丘
	東名高速道路 三方原PA（下り）	浜松市東区有玉西町
	東名高速道路 浜名湖SA（下り）	浜松市北区三ヶ日町
	新東名高速道路 遠州森町PA（下り）	周智郡森町
	新東名高速道路 浜松SA（下り）	浜松市北区都田町
	竜洋海洋公園	磐田市駒場
	森町公共施設	周智郡森町
東方	東名高速道路 日本坂PA（上り）	焼津市
	東名高速道路 日本平PA（上り）	静岡市駿河区
	新東名高速道路 藤枝PA（上り）	藤枝市
	新東名高速道路 静岡SA（上り）	静岡市葵区
	新東名高速道路 清水PA（上り）	静岡市清水区
	うぐいすPA	藤枝市
	工業技術研究所	静岡市葵区
	川根本町公共施設	榛原郡川根本町

資料編「5 避難退域時検査場所候補箇所」

## (2) 検査方法

住民等は、県が作成する「避難退域時検査及び簡易除染に関する実施要領」による避難退域時検査を受ける。検査の基準値※(OIL4)を超えた場合には、簡易除染を受け、基準値を超えないことを確認する。検査又は簡易除染が終了した後、検査に適合した旨の証明書(避難退域時検査済証)を受領する。

証明書は、避難先で提示する必要があるため、避難の際には、必ず検査場所を通らなければならない。

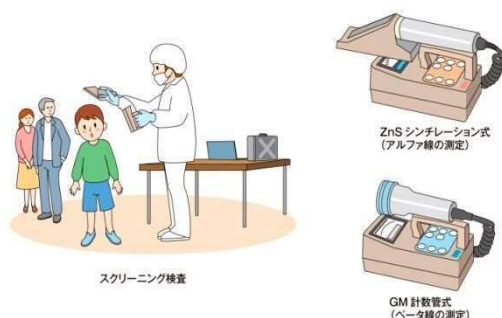
※皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じる基準。(皮膚から数センチメートルでの検出器の計算率 β線: 40,000cpm)

### 【避難退域時検査及び除染】

避難退域時検査は、GMサーベイメーター、体表汚染モニターなどの測定器を使用し、避難車両、身体、携行品等の汚染検査を実施する。

検査の基準値(OIL4)を超えた場合、簡易除染を行い、基準未満となったことを確認する。

#### 表面汚染の測定



### 【外部被ばくと内部被ばく】

放射線を受けることを被ばくという。そして、放射性物質などの放射線の発生源(線源)が、体の外にあり、体外から放射線を受けることを外部被ばくという。

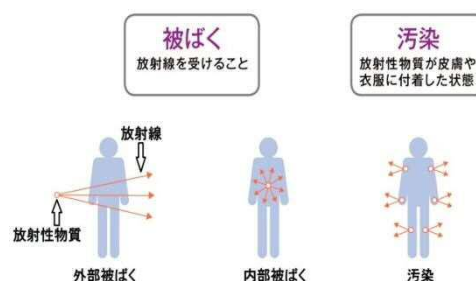
空間の放射線量が高いところがある場合は、その場所から離れる、放射線をさえぎる建物に避難する、周辺を除染することで、被ばくを抑えることができる。

また、衣服や皮膚に放射性物質が付着した状態を汚染という。汚染した場合は、洗浄したり、着替えたりすることで被ばくを減らすことができる。

一方、呼吸や飲食によって放射性物質を体内に取り込んだり、皮膚に付着した放射性物質が傷口から体に入ったりすることによって、体の中に取り込まれた線源から放射線を受けることを内部被ばくという。

内部被ばくは、マスクの着用などで吸入を防いだり、汚染した飲食物の摂取制限などを行うことによって抑えることができる。また、傷口は、放射性物質を取り除いて(除染)から治療する。

#### 被ばくと汚染の違い



## (3) 対象となる住民等

避難退域時検査及び簡易除染は、OILに基づく防護措置として、避難の指示を受けた住民等を対象とする。

## 5 安定ヨウ素剤の配布・服用

安定ヨウ素剤の効果は、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難や一時移転の防護措置と組み合わせて活用することに留意する。

全面緊急事態を判断する EAL に至った後に、発電所の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、国が必要性を判断する。

市及び県は、国の指示に基づき、県が作成する「安定ヨウ素剤取扱マニュアル」に基づいて、安定ヨウ素剤を配布し、服用するよう住民等に指示をする。

資料編「2 被ばくを避けるためにとる行動」

## 6 避難状況の確認

避難又は一時移転の指示後における市民等の避難状況の確認については、自治会の協力を得ながら市、消防機関及び警察署等が行う。

## 7 避難経由所

広域避難は、不慣れな地域への長距離の移動が必要となる場合が想定されることから、避難住民が混乱なく、迅速に避難できる体制づくりが求められる。また、原子力災害、複合災害の影響を受けていない避難先の地域にとって、広域避難の受入が過大な負担とならないよう配慮する必要がある。

このため、避難先の地域の実情に応じて、原子力災害に係る広域避難計画に基づき避難者が避難する際に、第一目的地となり、かつ、避難者に避難所を案内する場所として、避難経由所を設置する。

## 8 今後の検討課題

この計画は、避難等を迅速、確実に実施できるよう、避難等の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めたものであるが、より実効性のある計画にしていくために、原子力防災訓練等による検証を含めさらに検討を進め、避難計画への反映や関連する計画・マニュアル等の作成をしていく必要がある。

現時点、以下の検討課題があり、引き続き、国、県、関係市町等と協議を進める。

### (1) 今後、避難計画へ反映していく課題

- ① 避難経路及び避難手段の確保における関係機関との協力体制の強化（道路状況の把握、道路啓開、緊急交通路での避難車両の通行、バスの確保等）
- ② 避難経路での燃料の確保、渋滞対策
- ③ 避難等対象区域での地震・津波の被災者の救出、救助についての検討
- ④ UPZ 外における避難等についての検討
- ⑤ 要配慮者等の避難先の確保
- ⑥ 一人暮らし等の家族の支援が困難な在宅要配慮者の避難方法の検討
- ⑦ 家畜、ペットについての検討
- ⑧ 災害対策本部機能や行政機能の移転

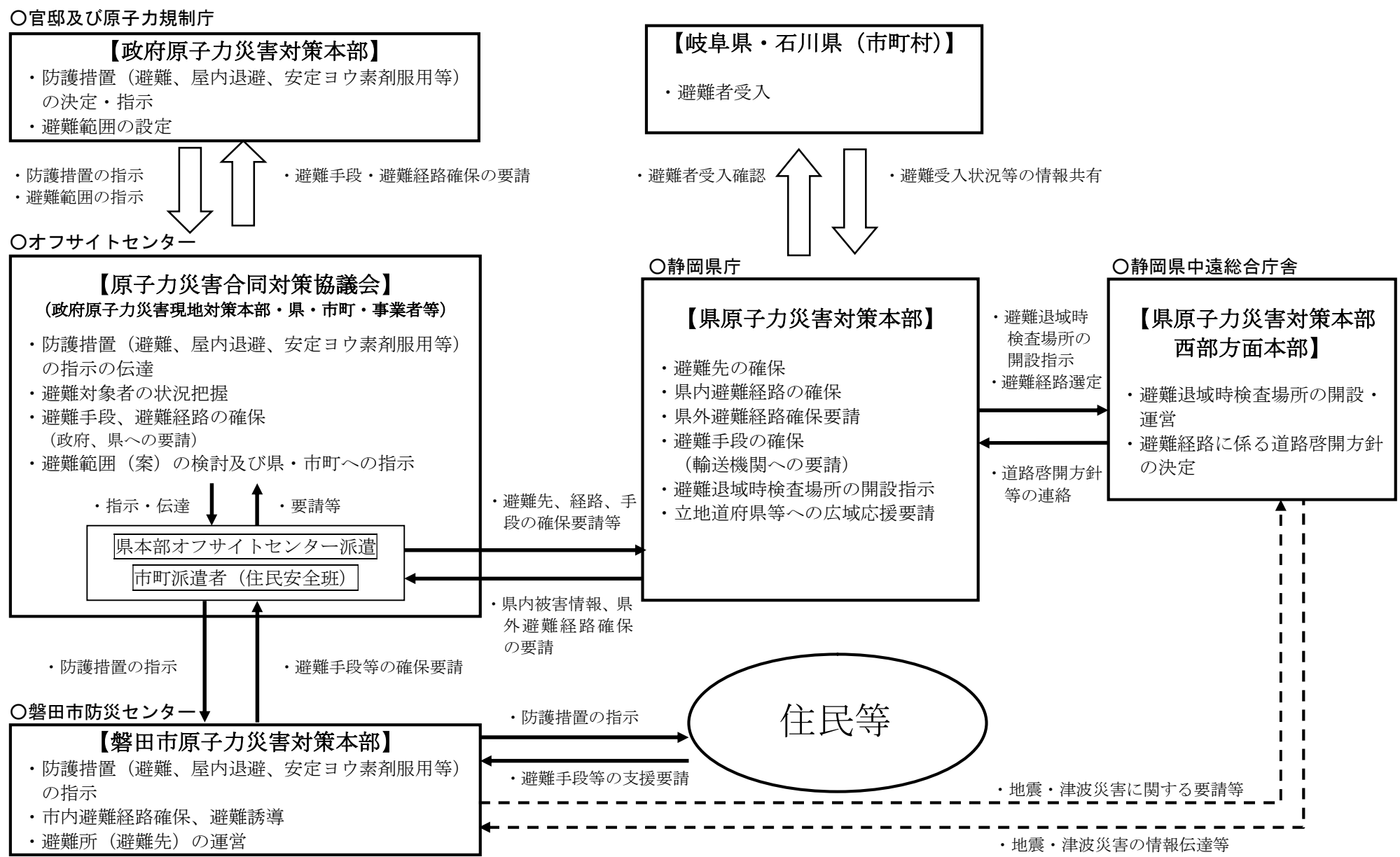


## (2) 関連する計画、マニュアル等に関する課題

- ① 県外避難先との詳細協議
- ② 避難先の体制構築への支援（避難所の運営、避難者の生活支援、物資調達・資機材の整備、自家用車の保管、避難先市町村の求償方法等）
- ③ 安定ヨウ素剤の緊急時における効率的な配布
- ④ 病院、社会福祉施設、学校等の避難計画策定の支援
- ⑤ 住民に求められる行動（事前の備え、緊急時の行動）の理解促進
- ⑥ 防災業務関係者の緊急時の適切な防護措置（被ばく管理体制、資機材整備、訓練、研修等）
- ⑦ 企業等への本計画の周知と対応

	法令・指針・諸計画	実施要領、マニュアル等	総合的とりまとめ
国	<p>災害対策基本法</p> <p>原子力災害対策特別措置法</p> <p>↓</p> <p>防災基本計画原子力災害対策編</p> <p>原子力災害対策指針</p> <p>↓</p> <p>関係省庁防災業務計画</p>	<p>原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会）</p> <p>原子力緊急事態等現地対応マニュアル（オフサイトセンター）</p>	<p>浜岡地域の緊急時対応 （内閣府、浜岡地域原子力防災協議会）</p>
県	<p>静岡県地域防災計画原子力災害対策編</p> <p>↓</p> <p>浜岡地域原子力災害広域避難計画（県計画）</p> <p>↓</p> <p>静岡県緊急時モニタリング計画</p>	<p>静岡県原子力災害（警戒）対策本部運営要領作成済</p> <p>避難退域時検査及び簡易除染に関する実施要領作成中</p> <p>緊急被ばく医療活動実施要領</p> <p>学校等の避難計画策定マニュアル ⇒A</p> <p>病院の避難計画策定マニュアル ⇒B</p> <p>社会福祉施設の避難計画策定マニュアル ⇒C</p> <p>緊急時モニタリング実施要領</p> <p>住民説明用パンフレット「原子力防災のしおり」</p> <p>安定ヨウ素剤取扱いマニュアル</p>	
市	<p>磐田市地域防災計画原子力災害対策編</p> <p>↓</p> <p>磐田市原子力災害広域避難計画</p>	<p>磐田市安定ヨウ素剤取扱いマニュアル平成25年3月作成</p> <p>市避難計画概要版（市民向けパンフレット） ※2</p>	
施設	<p>⇒A 各学校等の避難計画</p> <p>⇒B 各病院の避難計画</p> <p>⇒C 各社会福祉施設の避難計画 ※1</p>		

※1、※2 今後作成予定



別図3-1 地区ごとの避難先（岐阜県）

避難元				高速IC	避難経由所	避難先	
地域名	地区名					圏域名	市町村名
福田	福田中	避難 退域 時 検 査 場 所		名神高速道路 (岐阜羽島IC)	岐阜県立看護大学	岐阜①	岐阜市 羽島市 瑞穂市 本巣市 笠松町 北方町
	福田南						
	福田西部						
	福田北部						
	豊浜						
磐田	西貝			東海北陸自動車道 (関IC)	百年記念公園	岐阜②	各務原市 山県市 岐南町
	南御厨						
	御厨						
	於保						
	天竜						

避難元				高速IC	避難経由所	避難先	
地域名	地区名					圏域名	市町村名
磐田	長野	避難 退域 時 検 査 場 所		名神高速道路 (大垣IC)	西濃総合庁舎	西濃①	大垣市 海津市 養老町 垂井町 関ヶ原町 神戸町 輪之内町 安八町
	田原						
	中泉①						
磐田	中泉②			東海環状自動車道 (大野神戸IC)	パレットピアおおの	西濃②	揖斐川町 大野町 池田町
	向笠						
	大藤						

中泉①・・・中泉(中央町除く)・二之宮・国府台  
中泉②・・・中泉(中央町)・大泉町・鳥之瀬

避難元				高速IC	避難経由所	避難先	
地域名	地区名					圏域名	市町村名
磐田	見付①	避難 退域 時 検 査 場 所		東海北陸自動車道 (美濃IC)	中濃総合庁舎	中濃①	関市 美濃市 郡上市
	見付②						
	今之浦			東海北陸自動車道 (美濃加茂IC)	花フェスタ記念公園	中濃②	美濃加茂市 可児市 坂祝町 富加町 川辺町 七宗町 八百津町 白川町 東白川村 御嵩町
	岩田						
豊田	豊田東						
	富岡						
	池田						

見付①・・・東大久保・富士見町・元天神  
見付②・・・見付①以外

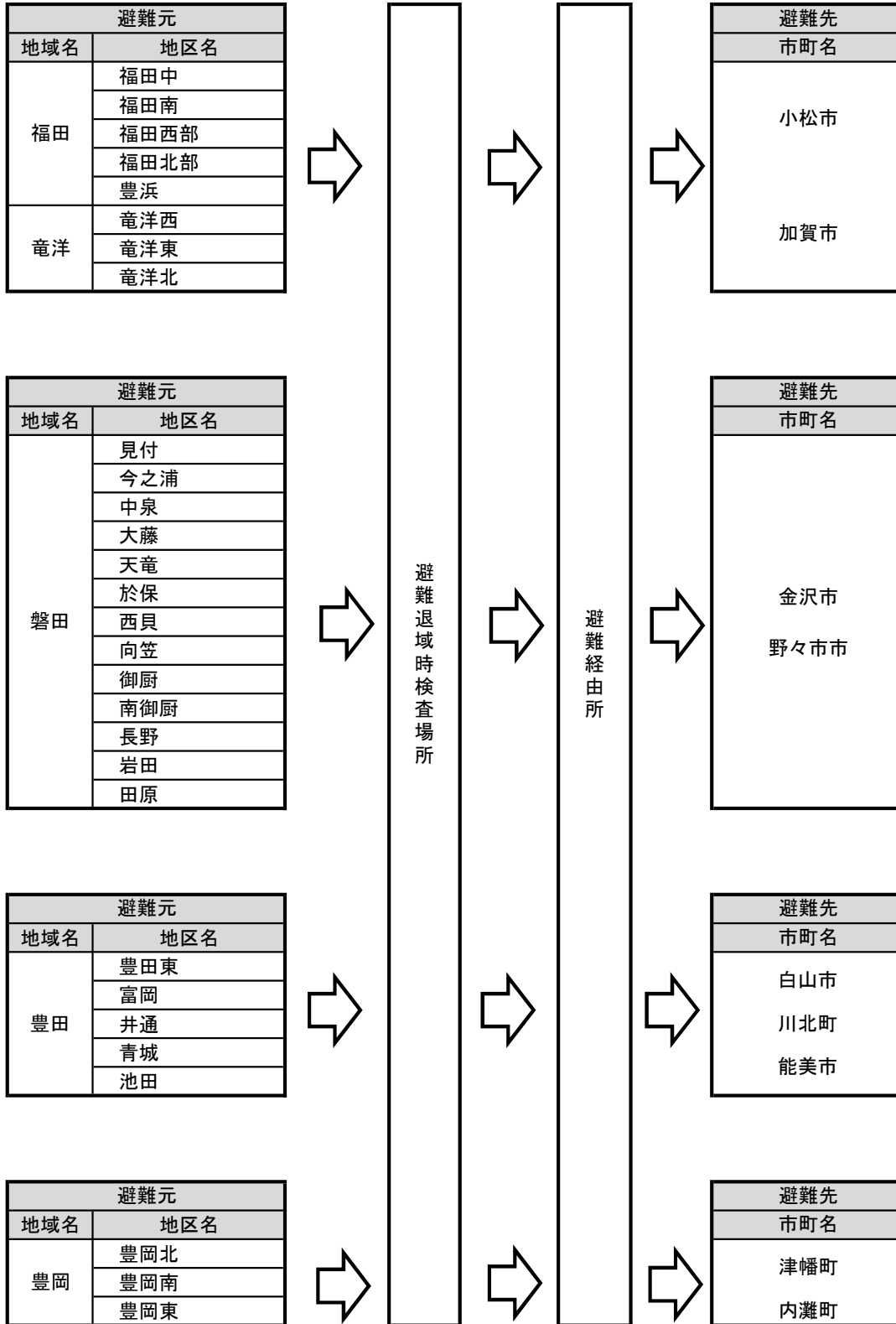
避難元				高速IC	避難経由所	避難先	
地域名	地区名					圏域名	市町村名
竜洋	竜洋東	検 査 場 所 時		東海環状自動車道 (土岐南多治見IC)	セラミックパーク MINO	東濃	多治見市 中津川市 瑞浪市 恵那市 土岐市
	竜洋北						
	竜洋西						
豊田	青城						

避難元				高速IC	避難経由所	避難先	
地域名	地区名					圏域名	市町村名
豊田	井通①	避難 退域 時 検 査 場 所		東海北陸自動車道 (関IC)	百年記念公園	飛騨①	下呂市
	井通②						
豊岡	豊岡北			東海北陸自動車道 (郡上八幡IC)	郡上総合庁舎	飛騨②	高山市 飛騨市 白川村
	豊岡南						
	豊岡東						

井通①・・・森岡・一言・豊田西之島・源平新田・長森  
井通②・・・上新屋・小立野・上万能・弥藤太島・森下

※避難退域時検査場所：4避難退域時検査場所及び除染(1)検査場所参照  
※避難経由所にて、避難先市町村が示される。  
※資料編7<岐阜県避難先図>参照

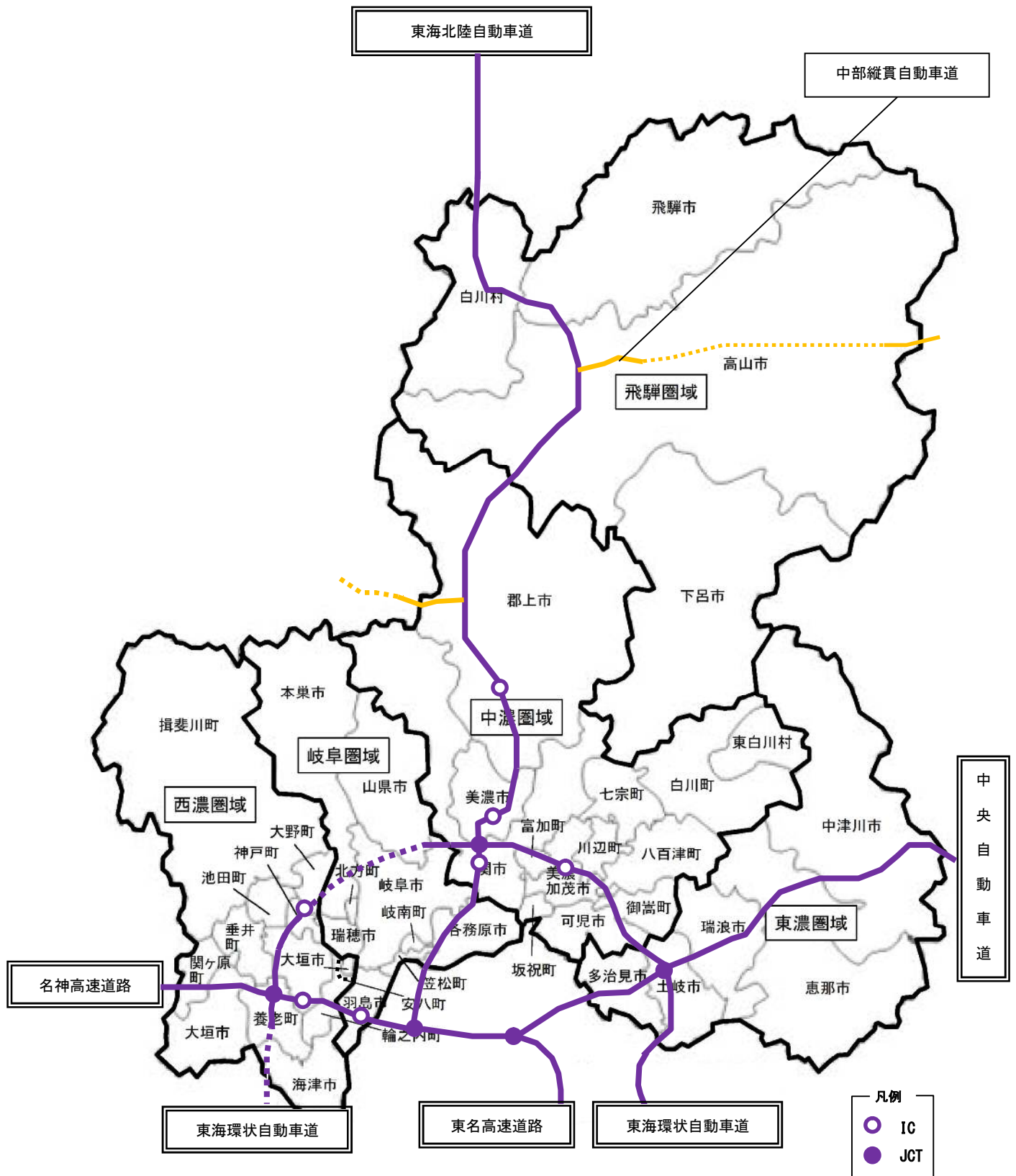
別図3-2 地区ごとの避難先 (石川県)



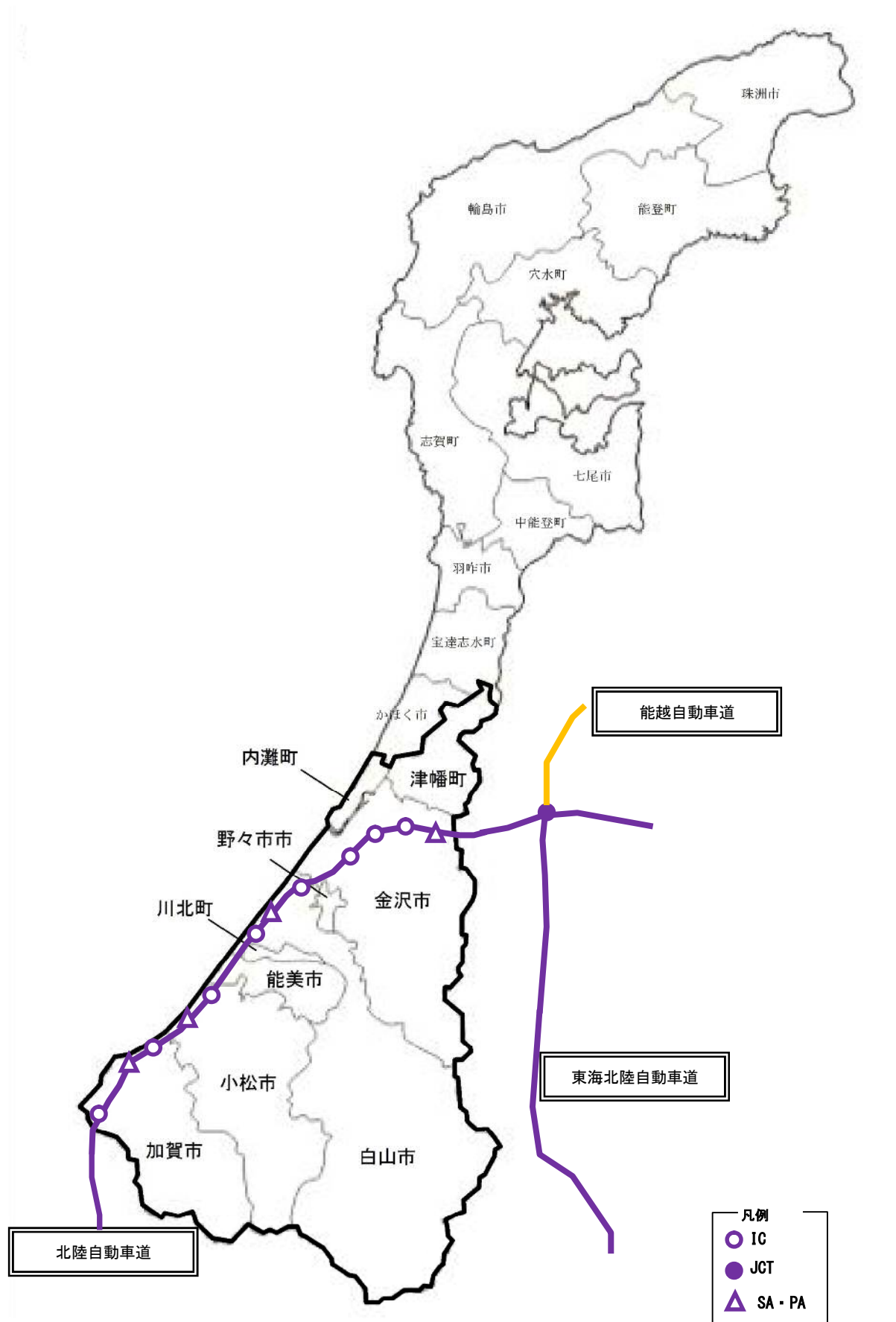
※避難退域時検査場所:4避難退域時検査場所及び除染(1)検査場所参照  
 ※避難経由所にて、避難先市町名が示される。  
 ※資料編8<石川県避難先別図>参照

別図 4 - 1

岐阜県市町村図



別図4-2  
石川縣市町村図



別図5 一時集合場所一覧

(令和3年6月末現在)

No.	名称	所在地	対象地区名又は自治会名	世帯数	人口
1	城山中学校	見付263-3	権現町・安久路・城之崎	2,406	5,331
2	磐田北小学校	見付2352	東坂町・住吉町・宿町・中川町・新通町・清水町・天王町・地脇町・馬場町・元倉町・二番町・幸町・美登里町・北見町・元宮町・緑ヶ丘・水堀	4,570	11,079
3	富士見小学校	富士見町4-9-5	東大久保・富士見町・元天神町	3,789	9,334
4	ワークピア磐田	見付2989-3	今之浦一丁目・今之浦二丁目・今之浦三丁目・今之浦四丁目・今之浦五丁目	1,093	2,102
5	磐田市総合体育館	見付4075-1	西坂町・一番町・梅屋町・河原町・加茂川通・一言北原・一言エクレール	1,755	3,920
6	磐田第一中学校	国府台39-1	中央町・中町・東町・七軒町・泉町・桜ヶ丘・旭ヶ丘・本町	1,807	4,151
7	磐田中部小学校	中泉1203-2	西町・久保町・御殿・二之宮浅間通・二之宮一丁目・二之宮二丁目・二之宮三丁目・二之宮四丁目・二之宮中通・二之宮宮本・大泉町・鳥之瀬町	3,764	7,997
8	磐田西小学校	中泉2522-2	田町・坂上町・西新町・石原町・栄町・京見塚・一言南原・天龍	3,670	8,149
9	磐田南小学校	千手堂1356-1	豊島・北島・千手堂・万正寺・中野・上大之郷・下岡田・上岡田・中野団地	3,668	8,363
10	長野小学校	小島736	鮫島・小島・白拍子・草崎	1,694	4,220
11	西貝交流センター	西貝塚1377-5	西貝塚・西之島・上南田	1,025	2,462
12	南御厨交流センター	東新屋613	東脇・新出・和口・東新屋・大立野・東新町・東新町県営住宅・東新町公団住宅・東新町一丁目	1,297	3,173
13	東部小学校	東貝塚206	東貝塚	253	667
14	神明中学校	鎌田2262-74	鎌田鍬影・鎌田坊中・鎌田長江・新貝・稗原	1,227	3,108
15	田原小学校	三ヶ野1030-1	玉越・西島・三ヶ野・明ヶ島・明ヶ島団地・東部台	1,893	4,457
16	向笠小学校	向笠竹之内391-6	笠梅・向笠新屋・向笠竹之内・向笠西・篠原・岩井	435	1,201
17	向陽中学校	向笠竹之内1162-2	笠梅原・新屋原・竹之内原・向笠西原・岩井原	1,101	2,613
18	大藤小学校	大久保282-1	大藤第1区・大藤第2区・大藤第3区・大藤第4区・大藤第5区・大藤第6区・大藤第7区・大藤第8区・大藤第9区・大藤第10区・大藤第11区・大藤第12区・大藤第13区・大藤市営住宅・大藤団地・匂坂上原	1,737	4,540
19	岩田小学校	匂坂中987	匂坂新・匂坂中下・匂坂中上・匂坂上・寺谷垓下・寺谷垓上・寺谷新田	701	1,953
20	南部中学校	野箱32	野箱・前野・新島・長須賀・刑部島	870	2,283
21	於保農村婦人の家 (静岡産業大学)	大原1654-1 (大原1572-1)	大和田・上大原・中大原・下大之郷・川成・長池・大原・大原新町	1,108	2,702

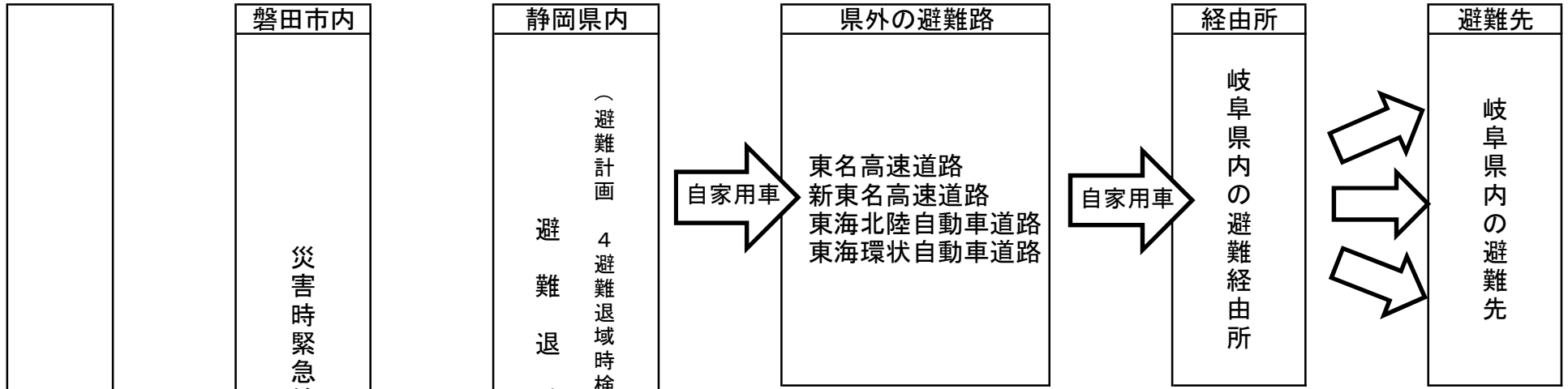


No.	名 称	所在地	対象地区名又は自治会名	世帯数	人口
22	福田中学校	福田中島3753-1	7番組・15番組・石田組・中島新町	911	2,147
23	福田小学校	下太380	9の1番組・9の2番組・10の1番組・10の2番組・10の3番組・11番組・12番組・13番組・14番組・14番組北組・昭和組・下太・本田東・本田中・本田西・新田東・新田中・新田西	2,388	6,015
24	福田中央交流センター	福田1587-1	1番組・2番組・3番組・4番組・5番組・6の1番組・6の2番組・6の3番組・8番組	1,306	3,247
25	豊浜小学校	豊浜9	豊浜中野・小島方・大島・雁代	1,084	2,843
26	福田屋内スポーツセンター	南島393-1	五十子・南島・蛭池・東小島	554	1,451
27	福田健康福祉会館	宇兵衛新田186-1	浜部・塩新田・一色・清庵新田・太郎馬新田・南田	363	906
28	竜洋中学校	豊岡4473-8	敷地・吹上・江口・金洗・竜洋雇用促進・豊岡団地・岡・平間・ニュータウン・あおぼ	2,168	5,099
29	竜洋西小学校	川袋1900	掛塚本町・掛塚砂町・掛塚中町・掛塚田町・掛塚大当町・掛塚横町・掛塚新町・掛塚蟹町・掛塚東町・十郎島・白羽・川袋・野崎・内名	2,507	5,753
30	竜洋東小学校	中平松23	駒場・西平松・中平松・飛平松・東平松・海老島・竜洋稗原・大中瀬・小中瀬	1,300	3,247
31	竜洋北小学校	堀之内356	西堀・竜洋中島・宮本・高木・松本・堀之内	1,718	4,402
32	旧豊田北部小学校	加茂1026	匂坂中之郷・七蔵新田・匂坂下・中野戸・気賀西・気賀東・加茂東・加茂西・加茂川原・富里	1,556	4,289
33	豊田東小学校	高見丘57	富丘広野・富丘下原・富丘下原南・富丘原新田・東原西・東原東・高見丘	1,748	4,596
34	豊田中学校	加茂243	池田上・池田藤美・池田中・池田南	1,822	4,473
35	アミューズ豊田	上新屋304	上新屋・上万能・弥藤太島・森岡・一言里	1,214	3,148
36	豊田南小学校	森下300	小立野・豊田西之島・源平新田・長森・森下	1,471	3,591
37	豊田南中学校	立野200	宮之一色・下万能・立野・ジェイハイム豊田立野・ベルメゾン豊田・森本	1,683	3,968
38	青城小学校	中田55	中田・気子島・海老塚・赤池・下本郷・上本郷・ジェイハイム豊田本郷	1,960	5,004
39	豊岡中学校	合代島943	神田・栗下・本村・太郎馬・田川・合代島下・新開・雇用促進住宅	1,118	3,044
40	豊岡北小学校	下野部158-1	川原・亀井戸・大楽地・合代島上	356	811
41	豊岡総合センター(体育館)	壱貫地64-1	壱貫地・三家・下神増・中野東川原	864	2,367
42	豊岡南小学校	上神増1410	上神増・社山・神増・惣兵衛	702	2,133
43	豊岡南部会館	掛下1489	平松・掛下・松之木島上・松之木島下	471	1,356
44	豊岡東交流センター	敷地1187-3	敷南区・敷上区・大平南・大平北・虫生・万瀬	419	1,127

69,546 168,822

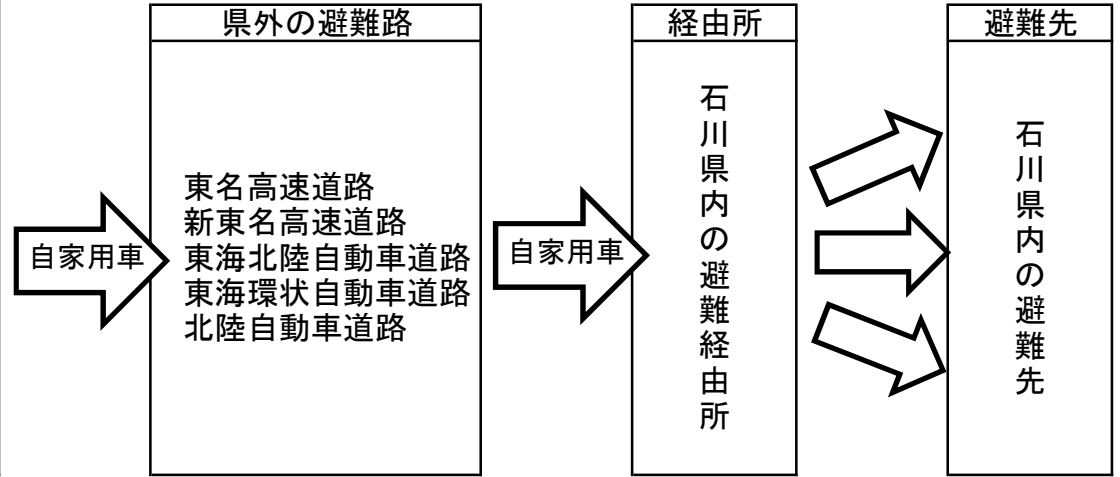
※ 発電所単独災害又は大規模地震との複合災害であっても受入が可能な場合

岐阜県内への避難経路



※ 岐阜県に避難できない場合

石川県内への避難経路



※発電所単独災害又は大規模地震との複合災害であっても受入が可能な場合

